諮問庁：外務大臣
諮問日：令和８年８月３日（令和８年（行情）諮問第１０６３号）
答申日：令和８年１１月１１日（令和８年度（行情）答申第７９６号）
事件名：特定管区行政評価局からの行政相談に係る照会に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の１に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）に対し、別紙の２に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和８年７月１７日付け情報公開第０１３９２号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（１）（略）

（２）一部に対する不開示決定の取り消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（３）特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　理由説明書

（１）経緯

処分庁は、令和８年７月３日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書の開示請求に対し１件の文書を特定し、それを部分開示とする決定を行った（原処分）。

これに対し、審査請求人は、令和８年７月２２日付けで、以下を求める審査請求を行った。

ア　（略）

イ　一部に対する不開示決定の取り消し。

ウ　特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

（２）本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の２に記載の１文書である。

（３）審査請求人の主張について

ア　（略）

イ　審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである」と主張する。しかしながら、処分庁は、上記（１）のとおり、対象文書の不開示事由の該当性を厳正に審査した上で原処分を行っており、審査請求人の主張には理由がない。

ウ　審査請求人は「審査請求人は確認する手段を持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。」と主張する。本件審査請求を受けて改めて確認したが、これまでにやりとりしている文書（メール）は、１年未満廃棄の文書管理規定に基づき既に廃棄されており、原処分で特定した文書以外に本件対象文書の存在を確認することはできなかった。以上のことから、原処分における文書の特定に漏れはなく、審査請求人の主張には理由がない。

（４）結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

２　補充理由説明書

（１）別表の番号１に掲げる部分には、本件行政相談を担当した行政相談官の氏名が記載されている。行政相談官の氏名は、国立印刷局編「職員録」に掲載されているものの、特定管区行政評価局には、行政相談官が複数名おり、それぞれの担当職務は公表されていない。行政相談官は、その担当職務によって、国の機関などの業務に関する国民からの苦情や意見・要望を受け付け、その解決を促進する業務に従事するところ、本件行政相談を担当した行政相談官の氏名が明らかになることで、相談者等から不当な圧力、中傷等を受けるなど、行政相談官が行う行政相談の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示情報の適用条項に法５条６号を追加する。

（２）別表の番号２に掲げる部分には、外務省職員の職員番号（ＩＤ）が記載されている。

当該職員ＩＤを公にした場合、外務省が保有する端末やサーバーへのログインを容易ならしめるおそれがあり、いたずらや偽計等による業務

妨害や不正アクセスを助長することにもなりかねず、外務省の業務の遂行に支障が生じるおそれがあることから、不開示情報の適用条項に法５条６号を追加する。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年８月３日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年９月７日　　審議
④　同年１０月１５日　　諮問庁から補充理由説明書を収受
⑤　同年１１月４日　　本件対象文書の見分及び審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、別表のとおり、その一部を法５条１号及び６号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の再特定及び不開示部分の開示を求めている。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、改めて検討した結果、別表の番号４に掲げる部分については新たに開示するとし、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）は、別表の番号１及び番号２に掲げる部分につき、法５条６号の不開示理由を追加した上で、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

２　本件対象文書の特定の妥当性について

（１）本件対象文書の特定の妥当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア　本件開示請求書には、「総務省特定管区行政評価局からの行政相談に係る照会に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て」と記載されていることから、総務省特定管区行政評価局から外務省宛てに送付された行政相談に係る照会に関する全ての文書の開示を求めているものと解し、総務省特定管区行政評価局から外務省宛てに送付された行政相談に係るメールである本件対象文書を特定した。

イ　一般に、メールについては、外務省行政文書管理規則１４条６項２号の「定型的・日常的な業務連絡」の保存期間１年未満の行政文書として、使用目的終了後、適宜廃棄している。開示請求受付時において、本件対象文書以外のメールは、廃棄済みであることを確認した。

ウ　本件審査請求を受け、念のため、関係部署において、改めて書庫、

書架及びパソコン上の共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

（２）以下、検討する。

ア　当審査会において、外務省行政文書管理規則を確認したところ、同規則１４条６項２号に保存期間を１年未満とすることができる行政文書として、「定型的・日常的な業務連絡」が例示されており、開示請求受付時において、本件対象文書以外の総務省特定管区行政評価局から外務省宛てのメールは、保存期間１年未満の「定型的・日常的な業務連絡」として廃棄済みであるとする諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえない。

イ　上記（１）ウの文書の探索の範囲等についても不十分であるとはいえない。

ウ　本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

３　不開示維持部分の不開示情報該当性について

（１）別表の番号１に掲げる部分について

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、当該部分には総務省特定管区行政評価局の行政相談官の氏名が記載されていることが認められ、当該部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第３の２（１）のとおり説明する。

これを検討するに、行政相談官は、その担当職務によって、国の機関などの業務に関する国民からの苦情や意見・要望を受け付け、その解決を促進する業務に従事するところ、本件行政相談を担当した行政相談官の氏名が明らかになることで、相談者等から不当な圧力、中傷等を受けるなど、行政相談官が行う行政相談の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記第３の２（１）の諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえない。

したがって、当該部分を公にすることにより、行政相談官が行う行政相談の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当し、同条１号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（２）別表の番号２に掲げる部分について

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、当該部分には外務省職員の職員番号（ＩＤ）が記載されていることが認められ、当該部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第３の２（２）のとおり説明する。

これを検討するに、当該職員ＩＤを公にした場合、外務省が保有する端末やサーバーへのログインを容易ならしめるおそれがあり、いたずらや偽計等による業務妨害や不正アクセスを助長することにもなりかねず、外務省の業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとする上記第３の２（２）の諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえない。

したがって、当該部分を公にすることにより、外務省の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当し、同条１号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（３）別表の番号３に掲げる部分について

ア　当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

（ア）当該部分には、行政相談として受理された行政相談案件の処理過程において、総務省特定管区行政評価局から外務省に対して行われた情報共有の内容及び相談処理の方針が具体的に記載されている。

（イ）総務省の行政相談制度は、国の機関などの業務に関する国民からの苦情等を受け付け、その解決を促進する制度であるところ、当該部分を公にすることにより、個別の行政相談案件について、総務省が関係機関に対して行う情報共有の内容及び相談処理の過程が明らかとなり、今後の行政相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。

イ　当審査会において当該部分を見分したところ、その記載内容は上記ア（ア）の諮問庁の説明のとおりであることが認められる。

そうすると、当該部分を公にすることにより、個別の行政相談案件について、総務省が関係機関に対して行う情報共有の内容及び相談処理の過程が明らかとなり、今後の行政相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記ア（イ）の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の機関等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法５条６号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

３　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条１号及び６号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示にすべきとしている部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条１号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

（第２部会）

委員　武藤京子、委員　佐藤郁美、委員　寺田麻佑

別紙

１　本件請求文書

総務省特定管区行政評価局からの行政相談に係る照会に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。

２　本件対象文書

【総務省特定管区行政評価局】行政相談について（２０２６年6月３０日）

別表（原処分において処分庁が不開示とした部分及び理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
1	本件対象文書（メール本文２行目、下部ＴＥＬ及びＦＡＸより上の箇所）	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、公表慣行があるものを除き、不開示とした。	法５条１号
2	本件対象文書（枠外上部）	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、公表慣行があるものを除き、不開示とした。	法５条１号
3	本件対象文書（メール本文（番号１以外の不開示部分））	総務省の担当部局が当省に宛てた行政相談に関する問い合わせの内容であって、公にすることにより、行政機関同士の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	法５条６号
4	本件対象文書（番号１ないし番号３以外の不開示部分）	総務省の非公表の直通電話及びメールアドレスであって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	法５条６号

※　当審査会事務局において整理した。